

平成 13 年 10 月 19 日制定

平成 25 年 3 月 13 日改正

「ICキャッシュカード認定制度運営協議会」運営規約

第1章 目的

(目的)

第1条

ICキャッシュカード認定制度運営協議会（以下、「本協議会」という。）は、全国銀行協会が定める「全銀協ICキャッシュカード標準仕様」（以下、「標準仕様」という。）に基づくICキャッシュカード普及のため、ICカードおよび関連端末に関する認定制度を運営することを目的とする。

第2章 会員

(会員の種類と要件)

第2条

本協議会の会員の種類と要件は、次のとおりとする。

- 一 正会員 本協議会の認定制度を利用しようとする法人であって、別に定める会員資格基準に合致する者
- 二 特別会員 標準仕様の制定者である全国銀行協会

(入会)

第3条

正会員となることを希望する者は、入会申込書を提出して、幹事会の承認を得なければならない。

(入会金および年会費)

第4条

正会員は、入会金および年会費を納付しなければならない。なお、一度納付された入会金および年会費は、退会等の事由が生じても返却しないものとする。

- 2 入会金および年会費の金額等は総会において決定する。

但し、会計年度の途中で入会した正会員が納付すべき年会費は、入会日の属する月から当該年度の終了月までの月割計算で算出した金額（1万円未満切上げ）とする。

- 3 年会費は、毎会計年度5月末日までに、その全額を納入するものとする。

但し、会計年度の途中で入会した正会員が納付すべき入会金と年会費は、入会日の属する月の翌々月末までに、それぞれその全額を納入するものとする。

(会員資格の承継等)

第5条

会員の合併、営業譲渡、会社分割等による会員資格の承継等の取扱いは幹事会において審議のうえ決定する。

(退会)

第6条

退会の申出は、書面をもってこれを行わなければならない。

退会した場合には、それまでに本協議会が行った認定はその時点で無効とする。

(除名)

第7条

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において全会員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与え、また、除名を決議したときはすみやかに通知しなければならない。

- 一 年会費を納付しない等、この規約に違反した行為を繰り返したとき
- 二 本協議会の体面を著しく毀損する行為をしたとき

第3章 組織および役員等

(組織)

第8条

本協議会は、第1条の目的を達成するため、以下の各号の組織を設けるものとする。

- 一 総会
- 二 幹事会
- 三 認定委員会
- 四 試験委員会
- 五 基本問題委員会
- 六 事務局

(幹事会員)

第9条

本協議会の業務を円滑に運営するため、幹事会員（6会員以内）を置く。

幹事会員は、総会において正会員のなかから選出する。

(代表幹事会員)

第10条

幹事会員の互選により、代表幹事会員を選任する。

代表幹事会員は、本協議会を代表するとともに、総会、幹事会および各種委員会（第8条第3号から第5号の委員会をいう。以下同じ。）の議長を務めるものとする。

なお、代表幹事会員においてその職務を執行できないときは、特別会員が臨時にその職務を代行するものとする。

(会計監査会員)

第 11 条

会計監査会員は、総会において正会員のなかから選出する。

会計監査会員は、本協議会の会計に関する監査を行い、総会にその結果を報告しなければならない。

(役員の任期)

第 12 条

幹事会員（代表幹事会員を含む。以下同じ。）および会計監査会員の任期は、就任後次の通常総会終了のときまでとする。ただし、重任を妨げない。

幹事会員および会計監査会員に欠員が生じた場合には、総会において補欠選任を行うことができる。なお、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 13 条

本協議会は、総会の決議を得て、ICキャッシュカードに関して学識経験を有する者若干名を顧問として招聘することができるものとする。

顧問は、要請に基づいて、総会、幹事会その他の会合に出席し、意見を述べることができる。

第 4 章 総会

(総会の構成)

第 14 条

総会は、正会員および特別会員をもって構成する。

(総会の種類)

第 15 条

総会は、通常総会と臨時総会の 2 種類とする。

通常総会は、新会計年度 2 月以内に開催する。

臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 幹事会の決議により必要としたとき
- 二 全会員の 5 分の 1（5 会員に満たないときは 5 会員）以上または会計監査会員が会議の目的を記載した書面により請求したとき

(総会の招集)

第 16 条

総会は、代表幹事会員が、開催の2週間前までに、会議の目的である事項、日時および場所を会員に通知し招集する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

代表幹事会員は、必要があると認めるときは、書面をもって総会を開催することができる。

(総会の定足数)

第17条

総会は、全会員の過半数の出席により成立する。

(表決権)

第18条

正会員は、各1個の表決権を有する。なお、特別会員は、第38条および第39条に規定する同意に係わるものを除き、表決権を有しない。

総会に出席しない正会員は、書面をもって表決を行い、または他の出席した正会員にその代理を委任することができる。

この場合において、書面をもって表決を行った、または委任した正会員は、出席したものとみなす。

(総会の議決)

第19条

総会の議事は、この規約に別段の定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数をもってこれを決する。

総会の議長は、正会員として表決権を有するほか、表決が可否同数のときは、採決権を有する。ただし、特別会員が臨時に議長の職務を代行した場合には、採決権を有しない。

(総会の付議事項)

第20条

総会は、この規約に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 運営報告および収支決算（貸借対照表および財産目録を含む。）
- 二 運営計画および収支予算
- 三 収支予算の補正（入会金積立預金の取崩しを含む。）
- 四 会員資格基準の制定および改正
- 五 認定要領の制定および改正
- 六 試験の実施要領の制定および改正
- 七 試験機関の指定および指定の取消
- 八 各種委員会の委員の構成
- 九 前各号に掲げるもののほか、幹事会において総会に付議すべきことを決議した事項

(議事録)

第 21 条

議長は、総会の議事録を作成し、議長のほか、総会（書面により開催された場合を除く。）において選任された議事録署名人が署名しなければならない。

総会の議事録は、会員に対して公開されなければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成)

第 22 条

幹事会は、幹事会員および特別会員をもって構成する。

ただし、幹事会員が会員資格の承継等、認定の付与および付与の取消、認定および試験に係る異議申立の処理その他これらに類する事項に直接利害関係を有する場合には、当該幹事会員は一時的に幹事会員から外れるものとする。

(幹事会の招集)

第 23 条

幹事会は、代表幹事会員が招集する。

代表幹事会員は、必要があると認めるときは、書面をもって幹事会を開催することができる。

(幹事会の定足数、表決権、議決および議事録)

第 24 条

幹事会の定足数、表決権、議決および議事録については、総会の規定を読み替えて準用する。

(幹事会の付議事項)

第 25 条

幹事会は、次の事項を決議する。

- 一 総会に付議する事項
- 二 総会において幹事会に委嘱された事項
- 三 入会の承認
- 四 会員の合併、営業譲渡、会社分割等による会員資格の承継等（取得した認定の取扱いを含む）の承認
- 五 認定の付与および付与の取消（再認定に係わる事項を含む）
- 六 認定および試験に係る異議申立の処理に係わる事項
- 七 指定した試験機関の試験実施環境の調査に係わる事項
- 八 事務局の組織および運営に係わる事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、本協議会運営上の重要事項

なお、第三号および第四号の承認を行った場合には、すみやかに全会員に通知するも

のとする。

第6章 各種委員会

(認定委員会)

第26条

認定委員会は、幹事会の諮問に基づき、認定に関する諸事項（異議申立の処理に係わる事項を含む。）を審議し、幹事会に答申する。

認定委員会の招集、定足数、表決権、議決および議事録については、幹事会の例にならうものとする。

なお、認定の付与および付与の取消等に関する議案の場合に、当該認定申請等を行った正会員が委員のときは、当該委員は一時的に委員から外れるものとする。

(試験委員会)

第27条

試験委員会は、幹事会の諮問に基づき、試験に関する諸事項（異議申立の処理に係わる事項を含む。）を審議し、幹事会に答申する。

試験委員会の招集、定足数、表決権、議決および議事録については、幹事会の例にならうものとする。

なお、試験機関の指定、調査、改善勧告および指定取消に関する議案の場合に、当該試験機関を運営する正会員が委員のときは、当該委員は一時的に委員から外れるものとする。

(基本問題委員会)

第28条

基本問題委員会は、幹事会の諮問に基づき、この規約の改正など本協議会の運営に関する基本事項を審議し、幹事会に答申する。

基本問題委員会の招集、定足数、表決権、議決および議事録については、幹事会の例にならうものとする。

第7章 事務局

(事務局の所掌および運営)

第29条

事務局は、本協議会の事務を行う。

事務局の運営に係わる事項は、幹事会において決定する。

(事務局の構成)

第29条の2

事務局は、幹事会の全ての構成員（幹事会員および特別会員）をもって構成し、事務

局長、事務局長補佐およびその他の事務局員を置く。

2 事務局長は、当該年度の代表幹事会員が務める。

事務局長の任期は、代表幹事会員就任の日から次年度の代表幹事会員が選任される日までとする。

3 事務局長は、当該年度の幹事会員のなかから、2 会員を事務局長補佐として指名することができる。

なお、事務局長補佐の任期は、指名された日から事務局長の任期の末日までとする。

4 その他の事務局員の任期は、事務局長の任期に倣うものとする。

(委託)

第29条の3

事務局長は特別会員と協議のうえ、事務局を構成する会員以外の者に事務局事務の遂行を委託することができる。

第8章 認定

(認定の申請および認定の付与)

第30条

正会員は、認定要領の定めに従い、認定申請書により、認定を申請することができる。

本協議会は、正会員から認定の申請があった場合には、試験を適正かつ確実に実施できる者として本協議会の指定した試験機関（以下、「指定試験機関」という。）のうち申請正会員の希望する指定試験機関に対して、すみやかにその旨を通知し、同指定試験機関において実施する試験の結果を踏まえて、認定要領に照らして適当と認められる場合には、認定を付与し、認定証を交付するものとする。

この場合、当該正会員は、認定の付与に関して異議があるときは、幹事会に異議を申し立てることができるものとする。

(認定登録簿への掲載および公表等)

第31条

本協議会は、認定を付与し、認定証を交付した場合には、認定証記載の内容その他所定の事項（取得済の他の認定を含む。）を備え付けの認定登録簿に掲載するとともに、これを所定の方法で公表するものとする。

なお、認定登録簿に掲載した認定に有効期限が到来したときは、認定登録簿の記載を抹消する。

(認定の付与の取消)

第32条

不正な方法により認定を取得したことが明らかとなった場合および認定を取得した正会員（当該正会員の会員資格を承継等した者を含む。）が退会（除名を含む。）した場合には、当該正会員もしくは正会員であった者に通知のうえ、当該認定の付与を取り消し、

認定登録簿の記載を抹消する。

この場合、当該正会員は、認定の付与の取消に関して異議があるときは、幹事会に異議を申し立てることができるものとする。

(再認定の申請等)

第 33 条

認定を取得した正会員は、認定要領の定めに従い、再認定が必要とされる場合または再認定不要の確認の届出を要する場合には、本協議会に対して再認定の申請または再認定不要の確認の届出を行わなければならない。

なお、当該正会員が再認定の申請もしくは再認定不要の確認の届出を怠ったと認められる場合には、本協議会は、当該正会員から事情を聴取し、これを勘案したうえで、悪質と判断される場合には、当該認定の付与を取り消し、認定登録簿の記載を抹消することができるものとする。

この場合の異議申立の手続きは、前条の規定を準用する。

第 9 章 試験

(指定試験機関において実施する試験の実施要領)

第 34 条

指定試験機関において実施する試験の実施要領（以下、「試験実施要領」という。）は別に定める。

この試験実施要領には、試験項目および試験の実施内容のほか、認定を申請した正会員による試験に係る異議申立手続きを記載するものとする。

(指定試験機関の試験実施環境の調査等)

第 35 条

本協議会は、指定試験機関に対し、試験実施環境の調査を年 1 回以上実施するものとする。

この調査結果は、総会に報告するとともに、改善すべき事項が存在するときは、総会の決議を経て当該指定試験機関に対して改善の勧告をしなければならない。

この場合、当該指定試験機関が改善に応じない場合には、本協議会は指定の取消を含め、適切な措置を講ずるものとする。

第 10 章 守秘義務

(関係者の守秘義務)

第 36 条

本協議会の幹事会員、各種委員会の委員および事務局員その他関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11章 会計年度

(会計年度)

第37条

本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第12章 解散

(解散)

第38条

本協議会は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散することができる。
この場合、解散の決議には、特別会員の同意を要する。

第13章 規約の改正

(規約改正)

第39条

この規約は、幹事会または全会員の5分の1（5会員に満たないときは5会員）以上の発議に基づき、総会において全会員の過半数の同意により改正することができる。
この場合、規約の改正には、特別会員の同意を要する。

附 則

この規約は、平成25年3月13日から施行する。